相楽郡広域事務組合規則第７号

相楽郡広域事務組合職員の地域手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

相楽郡広域事務組合職員の地域手当の支給に関する規則（平成２７年相楽郡広域事務組合規則第３号）の一部を次のように改正する。

第１条　相楽郡広域事務組合職員の地域手当の支給に関する規則（平成２７年相楽郡広域事務組合規則第３号）の一部を次のように改正する。

附則第２項中「１００分の４」を「１００分の５」に改める。

第２条　相楽郡広域事務組合職員の地域手当の支給に関する規則の一部を次のように改正する。

附則第２項中「１００分の５」を「１００分の６」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、公布の日から施行し、平成２７年４月１日から適用する。ただし、第２条の規定は、平成２８年４月１日から適用する。

（地域手当の内払）

２　改正後の相楽郡広域事務組合職員の地域手当の支給に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定を適用する場合においては、改正前の相楽郡広域事務組合職員の地域手当の支給に関する規則に基づいて支給された地域手当は、改正後の規則の規定による地域手当の内払いとみなす。